

序章 職業訓練制度の発端

——戦前における技能者養成の問題——

第一節 職工教育の発端

文教政策上の技能者養成の試み

我が国において、職工教育が法文化されたのは、明治13年の改正教育令をもってである。それ以前の明治5年の学制、明治12年の教育令では、いづれも職工等、低度工業教育については、何等触れられていなかった。又明治10年前後までの職工養成機関としては、わずかに東京開成学校製作学教場、新潟学校、攻玉社、工手学校などがあげられるにすぎない。⁽¹⁾

明治13年改正教育令第2条に「学校ハ小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、農学校、商業学校、職工学校其ノ他各種ノ学校トス」を定め第8条に「職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス」と規定して、ここに組織的な教育制度として職工学校がはじめて法規のなかに明示された。⁽²⁾そして、この規定に基づいて、東京職工学校が設立されるのである。

東京職工学校の設立趣旨は、時の文部卿・福岡孝悌が三条太政大臣に提出した伺書によって、つぎの四つの目標にまとめられる。⁽³⁾

(1) 細民子弟の貧民教育、(2) 年季徒弟制教育の是正と近代的職工教育の充実、(3) 工業経営者の憲式たらしめ殖産興業に資すること、(4) 全国職工学校の模型たらしめ、かつ全国職工学校の教員養成をおこなうこと。

以上であった。しかし、明治14年8月制定の同校校則によれば、その目的として「師範若クハ職工長トナル者ニ必須諸般ノ工芸等ヲ教授スル」と述べ、入学資格は高等小学4年あるいは初等中学卒業者であって、同校設立の動機たる細民子弟の教育機関としての本旨に副うものではなかった。⁽⁴⁾政府は当時、広範に存在した年季徒弟制の現況に鑑み、職工学校を設立してそれに代る理想的な職工教育を企図したのである。しかし結果的には明治15年6月の校則改正において、「職工学校ノ師範若クハ職工長、製造所長タルヘキ者」を養成することが同校の目的とされた。⁽⁵⁾かくて「伺書」に示された前述の設立理由、(3)、(4)が同校の実質的な目標となり、(1)貧民教育と(2)年季徒弟制の是正と職工教育の二つの設立目標は達成できず残された課題となるのである。

かくて、東京職工学校は明治23年に東京工業学校、明治34年には東京高等工業学校、昭和4年には東京工業大学へと改名昇格してゆき、職工長養成かつ工師の養成へと質的転換を遂げたのである。

ここで、職工の養成が別個に考えねばならなくなり、政府は、旧来の徒弟制度に代る技能教育の制度として「徒弟学校」の設立を企図した。すなわち、明治23年の小学校令第2条に「小学校ハ之ヲ分テ尋常小学校及高等小学校トス——徒弟学校及実業補習学校モ亦小学校ノ種類トス」として「徒弟学校」なる名称がはじめて法規のうえにあらわれた。⁽⁶⁾そして、それは小学校の種類として規定されている。だが、しかしその具体的な規程は、明治26年実業補習学校規程、27年徒弟学校規程の成立まで待たねばならなかった。しかしそれまでに、やがて全国的につくられ

ていく徒弟学校の雛型は作られていた。東京工業学校付属職工徒弟学校がそれである。この学校は明治19年東京商業学校に付設された商工徒弟講習所職工科が、明治23年東京工業学校付属となり職工徒弟学校と改称されたものである。この職工学校は、(1)在来の伝統工業と(2)輸入された工場制工業との二つの工場に職工を供給していくという役割をもって出発した⁽⁷⁾。しかし、当時、職工徒弟学校長手島精一の意見によれば、伝統工業—手工制工業に従事している年季徒弟に対しては、職工徒弟学校における教育だけでは応じ切れないので、さらにパートタイムでの実業補習学校の如きものが別に考えられねばならないとしている⁽⁸⁾。このように職工徒弟学校は伝統工業の近代化に積極的に貢献していくとするよりも、輸入移植された工場制工業に対応していく側面を強くもっていた。また職工徒弟学校の入学資格は高等小学校卒業程度であって、その大部分が貧民層である年季徒弟は同校に入るべくもなかった。

明治26年に文部大臣となった井上毅は、名称だけとなっていた初等実業教育を本格的に制度化しようとした。そしてまず第一に明治26年実業補習学校規程を制定した。これは、第一条に「実業補習学校ノ諸般ノ実業ニ従事シ又ハ従事セントスル児童ニ小学校教育ノ補習ト同時ニ簡易ナル方法ヲ以テ其職業ニ要スル智識技能ヲ授クル所トス」として、義務教育課程を修了し各種の職業に従事する青少年に対して、普通教育の補習と基礎的な職業教育とを施すという二つの目的を有するものであった。しかし、実業に関する教員の不足や入学すべき児童が、尋常小学校中途退学者であること等多種多様の理由によって、小学校の補習教育へと傾いていった。

井上文相が実施した実業教育の第二は、明治27年徒弟学校規程の制定である。そして同年これらの財政的措置として、実業教育費国庫補助法を制定している。

このような実業教育の制度化に当って、実業の学理のみを教えるか、実技を中心に教えるかが重要な論争点となった。とくに徒弟学校において学理と実技とを併せ授けるべきであるという東京工業学校を中心とする実業教育関係者の意見、これに対して徒弟学校では学理のみを教え、実技は徒弟制度に任せるべきだとする徒弟制度温存説が東京工業者組合をはじめ一般の商工業者や文部官僚にあった⁽⁹⁾。その結果、徒弟学校規程第1条に「徒弟学校ハ職工タルニ必要ナル教科ヲ授クル所トス」とされ、地方財政への配慮と、徒弟制度への妥協とによって、規程のなかに、実習を課することが原則とされながら、事実上実習を課さないでもよいこととなった⁽¹⁰⁾。そして、この規程に基づいて建てられた徒弟学校の実習設備は、地方予算の関係により極めて貧弱であり、加うるに、実習の指導員にその人を得ないため、最も肝腎な実技を練ることが出来なかった⁽¹¹⁾。

明治32年実業学校令はそれまで明確に小学校教育の一種とみなされていた実業補習学校および徒弟学校を中等学校と規定し、徒弟学校は工業学校の種類とされた。そして、これに伴って、ようやく明治35年に実業補習学校規定が、明治37年に徒弟学校規程、各々改正され、それらは多少整備された。

実業補習学校は、明治36年において、964校あり、そのうち工業補習学校は28校にすぎず、ここでいう工業は伝統工業中心で、その内容は貧弱であった。要するに実業補習学校は工業労働者の教育機関としてはその機能を果たしえなかった⁽¹²⁾。

徒弟学校は前述したように、実技を課することが困難だったほかに、次のような欠陥をまぬかれ

なかった。当時義務教育を終えて経済的に恵まれ、上級学校へ進学するものは、工業学校へ進み恵まれない者は徒弟として技能習得の途を選ぶかあるいは一般労働者として技能を習得し得る工場徒弟となる途をえらんだのである。以上のような社会的側面だけでなく、徒弟学校は、職工需要の関係上、産業の発達幼稚なる地方よりは、大産業都市に集中さるべきであるが、従来職工の需要少ない地方にも徒弟学校は分布したため、自然、学校がその特色を失い、低度の工業学校の如き観を程した。⁽¹³⁾ このようなことから、徒弟学校は沈滞しかつ補習教育化を辿っていた。又この間、東京府立職工学校が明治33年に、大阪府立職工学校が明治41年に設立されたが、中堅職工層の進出教育を目標とした職工教育は工業教育と補習教育とに二分され、その間は益々、拡大していった。⁽¹⁴⁾ こうして職工養成の機関は、その機能を果たす条件もなかったし、成果をあげることもできなかった。そこから大企業の中に技能水準の進歩に対応する技能教育の必要性が痛感され、みずから手で徒弟、職人に対する企業内教育を行なおうとする企業が現われてきた。⁽¹⁵⁾

大正10年工業学校規定の改正を機にして、大正9年徒弟学校は廃止され、近代工業に対応してきた都市の徒弟学校はここで工業学校へと上昇し、伝統工業のみに固執してきたほとんどの徒弟学校は廃校の憂目にありか、実業補習学校となって、下降していったのである。⁽¹⁶⁾ かくして、文教政策上における技能者養成の試みは日清戦争を契機として本格的に推進されることとなりながら、その試みは第一次大戦後の不況期まで実を結ぶにいたらず完全に失敗に終わっているのである。

しかしその後大正15年に青年訓練所規程が出された。これは軍備の大巾縮少を行なおうとするものであった。しかし又青年訓練所が結果的に単能工の供給という役割をも果たしていたこと、さらに昭和10年に実業補習学校と青年訓練所とが統合され、青年学校が設立されたことは注目し得る。というのは、これらの青年訓練所、青年学校がたてまえとしては忠良なる兵士あるいは臣民の育成をめざしながらも、結果としては単能工供給の機能を果たし更に、その数こそ多くはなかったが大企業内に設けられた私立工業青年学校の技能者養成に果たした役割にはみるべきものがあったからである。

しかし、青年学校における職業科は、その大部分が農業中心であり、小学校に付設されたものが大部分で、軍事訓練を主体としたものであった。

従って、第二次世界大戦以前において文教政策の一環として技能者の養成が位置づけられ試みられたのは徒弟学校の制度化においてであり日清戦争から第一次大戦迄であった。しかし、それは財政的その他の理由で完全に失敗に終り、その後一部、青年学校において技能者養成が試みられはしたが、これまた以上みてきた理由から失敗せざるをえなかったのである。

- (1) 佐藤守・佐田玄治 著 徒弟教育の研究
羽田新・板垣幹男

お茶の水書房 1962. 12 22 ページ

- (2) 徒弟教育の研究(前掲) 22 ページ

- (3) 同 上 25 ページ

- (4) 同 上 25 ページ

(5) 徒弟教育の研究（前掲）	26 ページ
(6) 同 上	37 ページ
(7) 同 上	28 ページ
(8) 隅谷三喜男 編著 日本職業訓練発展史<上> 日本労働協会 昭和45年2月	144 ページ
(9) 内田糺 著 明治期学制改革の研究 — 井上毅文相期を中心として — 中央公論事業出版 昭和43年2月	398 ページ
(10) 明治期学制改革の研究（前掲）	399 ページ
(11) 日本職業訓練発展史<上>（前掲）	216 ページ
(12) 同 上	216 ページ
(13) 同 上	218 ページ
(14) 労務管理史料編纂会編 日本労務管理年誌 下巻 昭和37年5月 第一部	166 ページ
(15) 日本職業訓練発展史<上>（前掲）	219 ページ
(16) 徒弟教育の研究（前掲）	49 ページ

第二節 技能者養成を中核とする企業内教育の体系化

我国の工場学校の起源は、明治10年印刷局内に設けられた「学場」と呼ばれた夜間学校に始まり、翌11年、秀英舎が職工子弟を養成するため創設した機関が我国最初の民間工場学校といわれている⁽¹⁾。だがしかし、企業内教育が本格的に体系化され始めたのは、前述したように文教政策の一環としての技能者養成策の失敗が明らかとなった明治末期の事である。

ここに企業内教育体系化の例をあげてみていく事とする。

1. 長崎造船所

明治32年10月に三菱工業予備学校を創立している。そして、この設立理由は「従来教育ト労働トハ全ク殊域ニ立千従テ一搬技工斯業上必須ノ教育アルモノ甚ダ少キハ工業界ノ一大欠点ニシテ而モ之ヲ当時ノ教育ニ囑望スルモ得テ其ノ効ノ見難キモノアリ是レ当所ガ自ラ学校ノ開設経営ヲ企図シタル所以」（長崎造船所労務史）としている⁽²⁾。即ち、これは前述したように明治政府の職工養成の機関が成果をあげえず、企業みずからの手で職工養成するようにいたった事を良く現わしている。そして長崎造船所は、明治32年、33年に企業内教育の基礎を形成し、37年に三菱工業予備学校—職工修業生制度、並びに見習職工制度の3本建てによる教育養成体制を一応完了している⁽³⁾。

2. 八幡製鉄所

八幡製鉄所は日清戦争後拡張計画の進展にともない労働者不足の打開策一特に熟練工を多量確保する必要に迫られ、その養成施設とし明治43年3月に幼年職工養成所を設置し、4月開

校した。翌々45年10月「幼年」の2字を省き、職工養成所と改称するとともに別科を開講、また職工補習部を設けた。ここに職工の教育養成体制が一応成立している⁽⁴⁾。

3. 鐘淵紡績株式会社

ここでは、明治38年に鐘紡職工学校を開設している。これは上級男工の養成を目的とし高小卒程度のものに1年間の教育をおこない、在学中、給与は全額支給、卒業後3年間の就業義務が課せられた。又これは中央職工学校と呼ばれ、このほか地方には工場職工学校を設置している⁽⁵⁾。

4. 郡是製糸

この教育体制は、その基礎を修養成に極限的に集中化した特異な例である。波多野社長がクリスチャンであり、まず明治30年に修身を重点とする補習教育が開始され、翌31年には嘱託教師による夜学をはじめ、36年より牧師による修身講話、また補習教育に裁縫科が新設せられ、明治37年には休番工女に昼間裁縫その他の補習教育を行う事とした。ここでは、教育体制の整備もさる事ながら幹部以下の実践躬行による感化主義が貫かれていたことが特色となっていた⁽⁶⁾。

5. 倉敷紡績

明治34年1月父孝四郎社長の下に入社した大原孫三郎が経営方針の基盤及至教育方針の基調を「人道主義」と表明し、明治35年3月社内職工教育部を新設し4月に倉敷工場内寄宿内に尋常小学校を設立した。次いで44年には倉紡工手学校を開校し、青年男工の教育養成をはじめている⁽⁷⁾。（以下表1参照）

これら、企業内教育は、最初、実業補習学校規程によるものが少なくなかったが、大正15年に青年訓練所の公布をみると、これに準拠するものが多数現われ、さらに昭和10年の青年学校令の公布によって、見習工教育を目的とするこれら企業内教育のほとんど全部がこれに準拠する事になったのである⁽⁸⁾。又これら企業内による技能者養成にかかわらず、技能工は足りず、当時、職工争奪戦が各企業間においてたえず起っていた。そして、企業内教育は個々の企業のためのものであり公共的になりえないこと、又青年学校令による準拠もそれが経済的能率的な軍事訓練にあり、技能者養成の観点からの連携でないこと等、多くの問題が残されていた。

(1) 和田勝美著 職業訓練の課題と方向

労務行政研究所 S 43. 8 13 ページ

(2) 日本労働管理年誌上巻（前掲） 198 ページ

(3) 同 上 208 ページ

(4) 齊藤健次郎著 製鉄業における企業内教育の発展（その一）

— 八幡製鉄所を中心として —

宇都宮大学教育学部紀要 S 44. 12

(5) 鐘淵紡績編 鐘淵紡績株式会社従業員待遇法大正11年4月

(6) 日本労働管理年誌 下巻（前掲） 182 ページ

(7) 同 上 上巻 209 ページ

(表-1)

	創設時	採用資格		修業年限	教科時間 1週
		(満才)	(教育程度)		
○長崎造船所					(実習時間)
三菱工業予備学校	明32・10	12~15	尋小卒以上	3年	4(2)
同 専修科			修業生	4	6(一般)
職工修業生規定	明32・8	13以上	工業予備学 校卒同等	5	(一般)
見習職工規則	明23(33)	12以上		5	(一般)
○鐘 紡					
中央職工学校	明38	15以上	高小卒以上	1	
同京都支店					
職工学校		(同上)		半	24(36)
女学校第1部			尋4修以上	6	30
第2部	(明42・4 改編)	(同上)		3	20
女子養成所				3ヶ月	半日(半日)
同兵庫工場					
新入工男養成所	大5・5			4又は7週	66(0~8)
○八幡製鉄所					
職工養成所(本科)	明43・3	14~16	高小卒以上	2	30~24(24)
(別科)	大2・4	14以上	尋小卒以上	1	21(30~24)
同職工補習部第1部	明45・4		尋小卒以上	1以内	
第2部				6ヶ月	8以内
研究課徒弟規則	大2・3	14~17	高小卒以上	3以内	
○倉敷紡					
工手学校	明43・12	15~25	高小卒	2	

(日本労務管理年誌より)

注：一般は、一般職工と同じに行うということ。

第三節 工場法の制定

— 労働保護政策の一環としての職工教育の試み —

工場労働者の保護法規として、明治44年に工場法が制定されている。それは、明治14年に、開明官僚の手によって、早くも、その起草に着手されていたのである。

つまり、工場法は、人道主義的立場に立つ開明官僚の努力と、それに呼応して、自己教育の必要を叫び、「教育なる者は社会的の者なり、普及的のものなり、貧富貴賤を問わず、苟しくも生命を文明世界に受けたる者は、何人といえども先天的に教育を受けるべき権利を有する」と宣言し、「職工教育は吾人……の最も主張するところなり」と機関紙「労働世界」を通じて主張しつづけた労働組合期成会等の積極的な働きかけにもかかわらず、工場法の起草着手から、三十年という年月を費やして、やっとその成立をみるのである。以下、その苦難の歴史についてみていくこととする。我国において資本主義的生産方式が次第に成立をみるにおよんで、政府は工場労働者保護の問題をとりあげるにいたり、徒弟労働者についても種々の調査が行なわれた。⁽¹⁾そして明治15年に農商務省は「労役法及工場条例」の立案に着手している。⁽²⁾

明治20年、政府は年少者である工場徒弟を労働保護の面から規制すべく、職工条例案及び職工徒弟条例案を準備したが、これらは陽の目を見るに至らなかった。⁽³⁾

明治30年には、工場法案（職工法案）を起草し、31年に法案を発表し各商業会議所に諮問を行なっている。同年10月に農商務省は第3回農商務工高等会議に対し工場法につき諮問した。同議会においては、賛成論から廃案あるいは撤回を主張するものまであらわれ、議論は、はなはだ紛糾し委員会を設け審議の結果、修正案を提出している。修正案は職工徒弟並びにその教育に関する規定につき条件の緩和を強く要望していた。しかし、この法案は同年12月帝国議会解散のため廃案となった。⁽⁴⁾明治35年、農商務省は再び「工場法案要領」を作成しこれを関係各省・地方長官および商業会議所に回付した。翌年にかけて反対ないし時期尚早の決議・建議が相ついでおこなわれた。しかし、その後日露両国間の緊張と交戦のため法案の検討は一時中断される事となった。以上迄の経過において特に留意すべき事、それは、この法案以後、工場法案より教育に関する条項は姿を消してしまった事である。⁽⁵⁾

更に明治42年、農商務省は第26回帝国議会に「工場法案」を提出している。しかし夜業禁止に対する非難の声高く、とりわけ、綿糸紡績業者の激しい反対運動にあい、政府はまたまた法案を撤回している。⁽⁶⁾

これらの諸法案に幾多の修正が加えられた後ようやく明治44年に工場法が制定される事となった。工場法の適用範囲は「常時15人以上の職工を使用するもの」とされ、12才未満の年少者の使用禁止、15才未満及び女子の労働時間を1日12時間以内とし、午後10時から午前4時迄の深夜作業を禁止する等、女子及び年少労働者の保護が志向された。しかし職工の積極的養成にかんする規定は工場法そのものには設けられず、又法の実施も但し書き規定等により延期され、大正5年から実施の運びとなったのである。⁽⁷⁾

以上みてきたように第二次世界大戦以前において早くから、開明官僚達の手によって、労働保護政策の一環として労働者の教育が試みられながら主として綿糸紡績業者等の強い反対にあい、

労働保護政策そのものが不徹底に終るとともにその中から教育に関する事項がまずもって欠落していった事はとりわけ注目すべき事と言わざるを得ない。

(1) 渋谷直蔵著 職業訓練法の解説	労働法令協会 S 33	60 ページ
(2) 労働省編 労働行政史(第一巻)		21 ページ
(3) 職業訓練法の解説		61~62 ページ
(4) 労働行政史(第一巻)		30 ページ
(5) 同 上		31 ページ
(6) 同 上		32 ページ
(7) 同 上		45~48 ページ

第四節 職業補導事業の発端

— 慈恵政策の一環としての技能者養成の試み —

1. 職業補導事業のはじまり

大正12年1月、東京市は、鐘ヶ淵紡績株式会社の協力を得て、失業者の職業再教育を目的とした職業補導会を設立し、建築、土木、家具、印刷等の種目について、短期補導を行っている。これが我国における職業補導事業のはじめと言われている。ところが日ならずして起った関東大震災によって多くの失業者の発生をみる一方、建築工等の需要が急激に増大するに至り、ここにおいて東京市は職業補導会の外に、翌13年2月市立職業補導所(家具・大工)を開設し、続いて大正14年4月には東京府立家具養成所が設置される事となった。これらはすべて失業救済を目的とする短期職業再教育機関としての性格をもつものであった。⁽¹⁾

2. 身体障害者職業補導のはじまり

大正13年7月には、財団法人同潤会が啓成社を設立し、大震災による不具廃疾者に対して、洋服、ミシン裁縫、婦人子供服、家具、藤細工、履物仕上等の種目について職業補導を実施した。即ち身体障害者職業補導の先駆をなすものである。⁽²⁾

その後の経済不況の深刻化に伴う失業者の発生に対処すべく各地にこの種の施設が増設され、昭和7年には、職業補導事業のみを行なうもの43所(うち30所は臨時施設の講習会)授産施設と合わせ行なうもの53所、計96所に達し、経営主体別には、国立2、府県立4、市町村立21、公益団体69となっていた。⁽³⁾

3. 失業者更生訓練施設

昭和11年には、失業応急事業として、六大都市に失業者更生訓練施設が設置され、日雇労働者常用化のための職業訓練が実施された。この訓練は合宿制の夜間訓練として行われ、技能の賦与というよりはむしろ労働意欲を昂揚させるという意味から精神面に重点がおかれた。⁽⁴⁾

4. 東京府立機械工養成所

昭和7年満州事変の勃発に伴い軍需産業、重工業を中心に我国経済は活況を呈するにいたり産業界から技能労働者の養成確保に対する要請に対処して、技能労働者を養成するとともに、あわせて、平和産業の不振に伴う転離職者の失業救済に資するため、我国初の東京府立機械工養成所が昭和10年4月に開設された。養成期間1年、養成種目は、図工、施盤、仕上、フライス、溶接等で従来手芸ないしは手工的種目を中心に行われていた職業補導の分野に一転機を画する事となった。この施設は時局の進展とともに、遂次強化された⁽⁵⁾

以上の発展経過から明らかなように、失業救済のまた、慈恵政策的色彩の濃い職業補導事業における技能者養成の試みは満州事変を1つの境として、手芸ないし手工的種目を中心とする技能者養成から基幹産業の技能者養成へと移行しはじめていた。しかし、そこには、慈恵政策的色彩が色濃くみられ、技能者の養成という観点からは一つの大きな限界のあった事も見逃す事の出来ない点である。

(1) 職業訓練法の解説(前掲)	67 ページ
(2) 同 上	67 ページ
(3) 同 上	68 ページ
(4) 職業訓練の課題と方向(前掲)	15 ページ
(5) 職業訓練法の解説(前掲)	69 ページ

第五節 戦時体制下の技能者養成

— 軍需雇用政策の一環としての技能者養成の試み —

昭和12年支那事変が勃発するにおよんで、関連産業においては、熟練工対策が真剣に取り上げられ、工場法によると否にかかわらず、おのずから積極的に技能者の養成を行なう必要に迫られるにいたった⁽¹⁾

このような情勢に対応して、政府は、熟練工養成等に関し、昭和12年7月16日次のような閣議決定を行なった。⁽²⁾

技能者及び熟練工養成に関する恒久対策は総合的産業計画の樹立と相俟って、別途これが成案を得ることとし、今回は一応熟練工の不足特に顕著にして併せて比較的長期の養成を必要とする技術者補給につき一部恒久的なる施策に着手することとし、大要左の方針によるものとす。

- ① 経営規模の大なるものに対しては養成自給を勧奨励すること。
- ② 政府はさしあたり自ら養成するの能力乏しいと認められる中小規模のものに補給する趣旨をもって主要工業地帯に官公立又は組合立の速成養成施設を行なはしむること。
- ③ 労働人員の募集及び配給に関しては、国家的統制を加ふる必要あるにより、さしあたり応急施設として行なはるる養成工の募集及び配給は職業紹介機関を通じて迅速かつ適正に行なはるる方途を考慮すること。
- ④ やや高級なる技術者の養成施設としては官立大学・工業高等学校・高等商船学校等につき、

技術科の収容人員の増加につき考慮すること。

又、支那事変が長期化の様相を呈するにおよび、政府は、「国防目的達成ノ為ニ国力ヲ最モ有効ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」(第一条)を目的として昭和13年4月に法律第55号をもって国家総動員法を制定公布した。国家総動員法の立法理由は、近代戦の特色はいわゆる総力戦にあるので、戦争目的を達成するためには、軍の戦闘とあいまって国家総動員の態勢を完備しなくてはならない。即ち、戦時に際しては、人的及び物的の全資源を動員し戦争遂行上必要な各般の国家活動を円滑ならしめることが必要である。この事案にかんがみ、政府が戦時に際し、所要の措置を敏速に講じ得べき根拠を定めようとしたものであると云う事ができよう⁽³⁾。

こうして、労働力は、人的資源として戦争目的のため統制される事となり、技能者養成も戦争遂行の為、国家活動として強制的に行なわれる事となった。

1. 工場事業場技能者養成令の制定

昭和14年4月31日に、国家総動員法第22条「政府ハ国家総動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ学校、養成所、工場、事業場其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理又ハ養成セラルベキ者ノ雇傭主に対シ国家総動員上必要ナル技能者ノ養成ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得」に基づき工場事業場技能者養成令が制定された。同令第2条に於いて次のように定められた⁽⁴⁾。

厚生大臣ノ指定スル事業ニ属スル工場又ハ事業場ニシテ左ノ各号ノ1ニ該当スルモノハ事業主(以下事業主ト称ス)ハ技能者ノ養成ヲ為スベシ但シ第1号ニ該当スル工場又ハ事業主ニシテ命令ノ定ムル所ニ依リ厚生大臣ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ存ラズ

一、年令16年以上ノ男子労働者ヲ常時200人以上使用スル工場又ハ事業場

二、年令16以上ノ男子労働者ヲ200人未満50人以上使用スル工場又ハ事業場ニシテ厚生大臣ノ指定スルモノ

こうして、工場事業場をして組織的に相当数の熟練工を養成させるよう義務づけることとなった。なお養成期間は3年を原則とし、この養成期間内において、徳性の涵養のため毎年40時間以上、学科には養成期間を通じ120時間以上、実習には同じく5千時間以上と定めていた⁽⁵⁾。本令による養成者数は15年から18年の間に約20万人に達している。

(表2) 工場事業場技能者養成令による養成実施の状況

年次	養成事業場数	採用養成工数	養成修了者数
昭和14年	1,095	33,689	—
15年	1,462	52,995	9,433
16年	1,597	58,670	31,921
17年	1,520	85,603	39,844
18年	1,544	105,269	126,669
19年	1,773	97,650	—

職業訓練法の解説(73ページ)

なお、工場事業場技能者養成令に基づく技能者養成について注目すべきことは、これと青年学校との連携についてである。昭和14年の改正青年学校令により青年学校が義務制に改められ、同年工場事業場技術者養成令がだされて一定の養成工の養成が雇主に義務化されることによつて、既設の企業内の教育施設を両看板にするものがあらわれた。⁽⁶⁾又併設されるものも多くなり、技能者養成における「徳性ならびに知識技能の習得」と青年学校における教育とは、両者一体として行なわれることとなり、この二つの制度は相互に連携をはかりつつ推進される事となったのである。⁽⁷⁾

いま一つ見逃がしてはならないのは、この工場事業場技能者養成令と同時に従業者雇入制限令が制定されている事である。同令は技能者、経験労働者の不足に伴い、これら労働者の引抜き争奪を防止するため国家総動員法第六条の規定に基づいて制定されたものである。⁽⁸⁾

本令によれば、年令16才以上50才未満の男子であつて、引き続き三カ月以上金属工業、機械器具工業及び鉱業に関係ある93種の厚生大臣の指定する重要職業に従事する者又は従事したことがある者のほか工場事業場技能者養成令による養成工又は養成工であつたものについて、これを雇い入れる場合に、雇用主は原則として職業紹介所長の認可を要することとしたものである。⁽⁹⁾

2. 職業補導事業の拡張

熟練工養成のうち、比較的、短期間速成的に行ういわゆる単能工の養成は主として官公立の施設で行つた。⁽¹⁰⁾まず前記の閣議決定を受けて昭和13年4月、従来の職業紹介法の全面改正を行ない、従来失業対策的機能を果たしていた職業紹介所を根本的に改変し、いわゆる労務配置の業務を掌らせるとともに、職業指導、職業補導等を行なわせることとしたのである。⁽¹¹⁾

(1) 機械工補導所

まず平和産業の不振に伴う失業者、中小商工業部門の転廃業者を鉱工業部門へ配置転換するに当つて、転換に必要な職業能力を賦与するための施設が職業紹介所に付設されることとなり、同年十月に機械工補導所として発足し翌14年には全国百数十カ所を数えるに至つた。⁽¹¹⁾この施設は昼間部は三カ月、夜間部は四カ月の速成訓練を行うこととし、入所資格は尋常小学校卒業程度の二十五才から四十才までの男子を対象とし年三、四回毎回数千名を入所させ機械工の養成を行つた。訓練種目は施盤、仕上、フライス、製図を主とし、その他溶接、鍛冶、鋳物等であつた。また、同様の目的をもつて昭和17・8年には木造船工及び鋸打工補導所が開設された。⁽¹¹⁾

(2) 機械工養成所

又、昭和13年4月には、東京府立機械工養成所が商工省機械工養成所として国営に移管され、その後同種の施設が大阪、福岡、名古屋などにも増設された。(これらの施設は後に厚生省所管となり、機械技術員養成所と改称された。)これらの施設は、主として中等学校卒業程度の知識層に属する失業者を収容し、一カ年の速成訓練により中堅機械工を養成し産業界へ送り出すことに主力がそそがれたのである。更に各府県においても、漸次これと同種の機械工養成所が設置されることとなり、その数は全国で約40カ所に及んだ。これら府

県立の施設においては、主として高等小学校卒業者を入所させ、二カ年の期間をもって一搬機械工の養成に当った。⁽¹²⁾

(3) 幹部機械工養成所

昭和15年3月、東京、大阪、名古屋、福岡に幹部機械工養成所を設置し、(この施設は後に増設されて9カ所となった。)既に工場で生産に従事している役付の機械工を收容し、技能の再訓練を行い、指導員の養成と技能労働力の維持向上に努めた。⁽¹³⁾

(4) 勤労訓練所

昭和17年には東京都奈良にそれぞれ一千名を收容する国民勤労訓練所が設置され、企業整備による転廃業者を対象とする短期(一カ月間)の勤労基礎訓練を実施することとしたが、その後、愛知、福岡にもこの種の施設が増設された。さらに昭和18年7月の国民徴用令の改正によって徴用制が強化され、新規徴用工の就労事前訓練が行われることとなり、そのため施設として全国51カ所の勤労訓練所が設置された。これらの施設は、技能工としての精神訓練に重点がおかれた。⁽¹⁴⁾

(5) 女子職業補導所

昭和18年には、女子についても技能訓練を施すべく、全国に60カ所の女子職業補導所を新設し、事務、機械、化学分析、板金等の職種について一カ月ないし三カ月の短期速成的な技能訓練を行なうこととした。⁽¹⁵⁾

(6) 傷痍軍人職業補導所

昭和13年に、東京、大阪、福岡に傷痍軍人職業補導所が設立され、重度の障害者を收容して、製図、精密機械、施盤、仕上、フライス、溶接、義肢、洋裁、家具、工芸等の職業訓練が行なわれた。一方比較的軽度の傷痍者を対象とするものとしては、府県立の職業補導所46カ所が設置され、地方産業の特色を生かした広範囲の種目について一カ年以内の期間で職業再訓練が実施された。⁽¹⁶⁾

3. 技能検定制度の発端

戦争目的遂行のため国家総動員の体制をととのえるに当って、労働力の適正配置が極めて重要な課題であるが、そのためには国民の職業能力を十分把握しておくことが必要である。したがって、国家総動員法のうちにも「国民ノ職業能力ニ関スル事項ノ申告及検査」に関する規定(同法第21条)が設けられていたが、この規定に基づいて国民登録制が昭和14年から実施されるに至った。即ち、国民職業能力申告令が14年1月公布、施行されたのである。⁽¹⁷⁾そして、昭和15年から国民登録制度の一環として技能検査制度が実施された。

この技能検査制度は、技能程度申告標準に従って要申告者が技能程度を申告したものを前提として、これを検討し、訂正又は確認する制度にすぎなかった。その技能程度申告標準は56職種について定められ、このうち技能程度を3段階に分ったものは、機械検査工、溶接工、板金工、施盤工、仕上工等44職種、2段階に分ったものは採炭夫、現図工、メッキ工等12職種で、技能検査は施盤工、仕上工、フライス工等につき逐次実施された。⁽¹⁸⁾

昭和15年には、厚生省令によって機械技術者検定制度が設けられた。(昭和16年5月に

勅令に改められた)この制度は、技術者としての実力を有しながら、うずもれている優秀な労働者を発見登用して一定の資格を与え、技能者の不足に対処するとともに、わが国産業界の技能水準の向上に資することとしたもので、この検定は筆記試験及び作業試験によって、「機械工作又ハ金属加工ヲ行フ工場ニ於ケル生産作業ニ従事スル者ノ為ニソノ生産作業に従事スベキ技術者タルニ須要ナル能力ノ検定ヲ行」うものとされ終戦までに5回実施され、受験者総数4,253名、合格者470名(合格率11%)となっている。⁽¹⁸⁾

これらの制度はいづれも数的には大きな成果を収めるには至らなかったが、わが国における技能検定制度の嚆矢をなすものとして注目に値するものと言うべきであろう。

以上、見てきたように戦時体制下において技能者養成は、軍需雇用政策の一環として重視され、諸制度が確立していった。だが、しかし、それはあくまで、戦争目的遂行のためのものであり、かつ内実の伴なわないものであった。すなわち事業主に一定数の技能養成を義務づける工場事業場技能者養成令は、中小企業の実状に則したのではなく実際的には空洞化したものとする。青年学校と技能者養成の連携は、経済的能率的な軍事訓練にあったこと。そして、慈恵政策から軍需雇用政策へと転換し拡充強化された職業補導事業の主体は短期の転換訓練にあった。

こうして戦前の技能者養成は、解決されるべき多くの課題をかかえながら、軍事色を強め破壊への道をあゆんでいったのである。そして、技能者養成は戦前の課題として戦後にもちこまれてくるのである。

- | | |
|--|-------------|
| (1) 職業訓練法の解説(前掲) | 70 ページ |
| (2) 同 上 | 70~71 ページ |
| (3) 加藤武徳著 わが国雇用法制の考察 労働法令協会
昭和39年7月 — その回顧と展望 — | 100~101 ページ |
| (4) わが国雇用法制の考察(前掲) | 101 ページ |
| (5) 職業訓練法の解説(前掲) | 73 ページ |
| (6) 岩井竜也・松原治郎編著 教育学業書8 産業と教育
(第一法閣) S、42、5 | 15 ページ |
| (7) 職業訓練法の解説(前掲) | 74 ページ |
| (8) わが国雇用法制の考察(前掲) | 111 ページ |
| (9) 同 上 | 112 ページ |
| (10) 職業訓練法の解説(前掲) | 72 ページ |
| (11) 同 上 | 71 ページ |
| (11) 同 上 | 71 ページ |
| (12) 同 上 | 69 ページ |
| (13) 同 上 | 74 ページ |
| (14) 同 上 | 75 ページ |
| (15) 同 上 | 74 ページ |

(16) 職業訓練法の解説(前掲)	75 ページ
(17) わが国雇用法制の考察	110 ページ
(18) 職業訓練法の解説(前掲)	76 ページ